

事業計画の概要

事業の全体計画

産業廃棄物処分類

産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(営業区域・許可品目は別紙許可一覧表の通り)

廃棄物の種類ごとの収集運搬量及び処分量(計画)

廃棄物の種類	収集運搬量		処分量
	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物
廃プラスチック類	58.428 t / 月	—	0.917 t / 月
金属くず	1.050 t / 月	—	—
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	2.355 t / 月	—	—
混合物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、金属くず)	63.850 t / 月	—	—
汚泥	6.904 t / 月	—	—
廃油	1.674 t / 月	—	—
紙くず	—	—	—
木くず	26.680 t / 月	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	8.210 t / 月	—	—
がれき類	0.040 t / 月	—	—
石綿含有廃棄物	0.075 t / 月	—	—
廃蛍光管 (ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・金属くず)	0.311 t / 月	—	—
廃乾電池 (金属くず、汚泥)	0.365 t / 月	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
感染性産業廃棄物	—	23.355 t / 月	—
引火性廃油	—	0.581 t / 月	—
引火性廃油(有害)	—	—	—
強酸(強硫酸)	—	0.014 t / 月	—
強アルカリ	—	0.001 t / 月	—

事業計画の概要

収集運搬

廃棄物の種類ごとに専用の車両を用い、収集運搬を行っています。収集した廃棄物は、廃棄物の種類に応じて積替え保管後、各処分業者へ運搬します。

下水道管から吸引した汚泥については、鳥取市が指定した場所に処分を行っています。脂類などの成分を含んだ汚泥については、中間処理業者へ委託し適正に処理を行っています。

中間処理

事業所等から収集した廃発泡スチロールは、中間処理施設で減容し、再資源化することで循環型社会に貢献しています。

最終処分

管理型最終処分場は、現在休止中です。

環境保全措置の概要

収集運搬の際には、廃棄物に応じた車両、収集容器等を使用し、飛散または流出しないように運搬しています。

運搬車両については、日常的に点検整備、車両洗浄を行い、騒音、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じないようにしています。

中間処理、最終処分場では、定期的に環境測定を行うと共に、適切な管理を行っています。

積替保管施設では、手作業で有価金属等を分別しのリサイクルを行い、廃棄物の減量に努めています。

I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得し、環境負荷の低減や、良好な都市環境の実現に貢献できるよう活動しています。